

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（605）
2. 日時：令和6年2月8日 13時30分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
熊谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
小野安全審査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他7名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 1. 3 耐津波設計の基本方針【40条】（SA40 r. 4. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1. 1. 3 耐津波設計の基本方針【40条】（SA40-9 r. 4. 0）
- （3）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第40条 津波による損傷の防止

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の尾野です。それでは
0:00:09	泊発電所3号炉の40条、耐津波設計方針のヒアリングを開始したいと思います。説明をお願いします。
0:00:18	北海道電力の高橋です。本日は耐津波設計の方針のうち、40条についてご説明したいと思います。本日は、比較表を基に、
0:00:31	ご説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは兼松の方からご説明します。
0:00:38	はい。北海道電力の金持ちです。資料1-2の比較を用いて40条の概要と、
0:00:44	センコーとの主な相違点についてご説明させていただきたいと思います。
0:00:49	右下、2ページ目になりますけども、
0:00:53	概要等の選考等の主な相違点をまとめた後にまとめ資料付けておりまして、
0:00:58	説明については中身で説明しますが藤下9ページ目からお願いします。
0:01:08	右下9ページ目の1.5.2のところでご説明させていただくのがいいかなと思いますのでこっから、
0:01:16	説明したいと思います。
0:01:18	あと1.5.2.1、重大事故対処施設の耐津波設計の基本方針ということで、
0:01:25	(1)、(2)に、まず津波防護対象の選定と配置について記載しております。
0:01:31	重大事故等対処施設の津波防護対象設備につきましては、
0:01:37	当JP10メーターの敷地にある設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋区画に加えて、
0:01:46	40条ではTP31メーター以上の敷地に設置してまず緊対所ですとか、また可搬型重大事故等対処設備の保管場所として、30、
0:01:57	1メーター盤の保管場所のエリア、あとが対象になります。
0:02:03	というのが、まず津波防護対象設備の選定になります。
0:02:08	ページ、1.5.2は概要になりますので、割愛させていただいて13ページ目の、
0:02:16	1.5.2.3のところから、外郭防護1として具体的な内容になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	まず外郭防護1Gについてですけども、(1)のところで、まず遡上ハバノ地上部からの到達流入防止について、
0:02:33	記載しております。
0:02:37	地上部からの到達流入の防止につきましては本間膨張てを設置して、津波が到達流入しない方針としてましてこちらについては先行と同様です。
0:02:48	五条での説明に加えて今回対象となる緊対所応答の建屋区画につきましては31メートルの以上の大戸敷地に、後者の、
0:03:00	高所に設置してますので、
0:03:01	津波による遡上は到達しないということで評価をしております。
0:03:08	(2)、次のページの14ページから(2)。
0:03:12	につきましては取水のほう水路を等の経路からの津波の流入防止ということでこちらについては補助等の設営5条で説明している内容と、同様になりますということで、
0:03:23	記載してございます。
0:03:26	続いて15ページ目から外郭防護2、
0:03:30	の漏水による影響の確認ということで、こちらについても五条と五条での説明と同様になりますということで、
0:03:41	4条で追加で対象となる31メートルの以上の建屋区画につきましては、海域として隣接しない。
0:03:50	場所に設置してますので、路線による、
0:03:52	重大事故等に対するために必要な機能への影響はないということで、
0:03:57	五条での説明と同様になりますということで記載しております。
0:04:02	続きまして、16ページ目、1.5. 2.5を、内郭防護について記載してます。
0:04:12	地震による溢水に加えて津波の流入を考慮した評価ということで内郭防護の評価を行っております。
0:04:25	補助での説明に加えて対象となる緊対場等の建屋区画に対して考慮が必要になるのは、
0:04:33	屋外タンク等の損傷による溢水の影響を、の評価が必要になると考えてまして、
0:04:39	そちらが19ページ目のfポツに記載してございます。
0:04:49	屋外タンク等の損傷による溢水の影響につきましては泊では

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	31 メーター以上のところに設置してますので、屋外タンク等の溢水による、
0:05:02	イセの水がですねそこに到達する可能性はないということで評価してございますけども、
0:05:10	先行では
0:05:12	それらの溢水で浸水する可能性がある建屋区画あるので、
0:05:17	そのあたり評価を少し記載してますけども泊ではそういうものはないので、
0:05:26	それも、そういう価格は、申請する区画はないということで記載してございます。
0:05:33	続きまして 20 ページ目、1.5. 2.6。
0:05:38	こちらが重大事故時等に、
0:05:42	使用するポンプの水性に関わる内容になってまして、
0:05:46	原子炉補機冷却海水ポンプにつきましては5条と共通。
0:05:51	40条として追加で検討に必要、検討が必要となるのが、重大事故等時に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車。
0:06:01	あと可搬型大型送水ポンプ車の水中水中ポンプの取水性になります。
0:06:08	こちらの評価について、島野島根さんの方では取水を評価してますけども、
0:06:15	泊では水中ポンプは、事象発生後4時間以降に使用する設備ですので、
0:06:21	基準津波に伴う水位低下の影響を受けないということで、取水性には影響ないと評価してまして、考え方につきましては女川と同様となっております。
0:06:34	(2)の津波の二次的な、
0:06:38	影響による機能保持角につきましては、
0:06:42	こちらは5条と基本的には同じ考え方になってまして、
0:06:47	冬さ、に対する影響、
0:06:50	につきましては、
0:06:55	まだ解析結果が出てませんのでこちらについては解析結果を踏まえて記載する方針として現状は通じ、意図してございます。
0:07:06	最後に12ページ、津波監視、になりますけども、
0:07:11	こちらにつきましては津波の来襲の検知をするというのが主目的ですので、こちらについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:18	五条と同じ説明になりますということを記載しております。
0:07:23	以降は津波防護対策の分類ですとか
0:07:29	配置、建屋等の配置について、図で示してございます。
0:07:35	簡単ですけども 40 条の説明は以上になります。
0:07:42	はい、規制庁の説明ありがとうございます。ではこちらからの確認に入りたいと思います。
0:07:48	ちょっと全体。
0:07:50	の確認なんですけれども、2 ページの最初の取りまとめたところでちょっと、
0:07:55	確認させていただきたくて、説明概要で、40 条の項目を、今
0:08:01	対象となる項目、記載していただいているんですけども、ちょっとその中で確認させていただきたいのは、
0:08:08	2 ポツ目の敷地の特性に応じた津波ますか、その 3 ポツ目の外郭防護 1 これは、
0:08:14	40 条で、
0:08:17	個別に説明するものっていうのは、色紙訴状の 31 メートル以上のところについて、説明するっていうことでそれ以外の例えば、
0:08:29	地方水路からの流入についてはもう五条と守るべきものとか考え方一緒なので、特に説明事項はないっちゃうことでもいいんですよ。北電の金本です。ご認識の通りです。
0:08:42	はい、ありがとうございます。外郭防護 2 は、もう守るべきものも流入経路とかも一緒に、それ、
0:08:48	ハウジョウと 40 条と一緒に、衛藤。
0:08:51	なので方針書等で特にその 40 条での説明事項ないっていうことで理解してよろしいですか。
0:08:57	はい。北電の金持ちですご認識の通りになります。
0:09:01	はい。有賀スズエ規制庁の S D 内郭防護については、これはあれですかね
0:09:07	基本的に津波の溢水っていうのは今回その S A だけで説明するものについては、内郭防護としての評価っていうものはもうもはや不要なんだけれども、浸水防護重点化範囲としては、
0:09:21	その 40 条の方で保管エリアとかについては設置するっていうそういう理解でいいですか。
0:09:27	徳田の蒲池です。はい。その通りでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	先ほど説明の中でありましたけども屋外タンクのところについては少し評価が、
0:09:37	評価というか到達しないということを説明しているということになります。以上です。
0:09:44	規制庁なし理解しました。
0:09:47	衛藤内閣防護のその評価結果ってあれなんすカネコ工認段階でも明らかに達しませんよみたいな何か水位とその敷地面積とかで、敷地高さとするんですかそれとも許可段階でやって特に、
0:09:59	工認だと触れないんですか。
0:10:07	東京電波の金持ちで山王。
0:10:10	内閣保護の敷地の評価については設置許可段階で、
0:10:16	9条、
0:10:18	海野一穂と。
0:10:19	あとそれに合わせて津波の、
0:10:24	資金が増えればですけどもそれを他の出して評価するというのは設置許可で説明します。
0:10:30	はい。規制庁のです。ありがとうございます。最後なんですけれども、
0:10:34	まずこのページで確認させていただきたいのはその水位変動の方の取水低下っていうものについては、
0:10:41	S Aの方だとあれでしたっけソース送水車でしたっけ、何だっけ。
0:10:48	対象で、これはあれなんですかね可搬型、
0:10:53	大型送水ポンプ車についてはこれは
0:11:00	五町からは見れるのはS Aの大型送水車のやつの評価はしてそれはあれなんですかね。
0:11:08	これは、
0:11:09	漂流物は取水口の方で、引っかかるかどうかの評価をするので、関係なくて、江藤芙由さ濃度がどれぐらい上がってきてそれが
0:11:21	軸固着するかどうかという評価を、許可段階で示すっちゃうことです。
0:11:26	北電の金持ですはいご認識の通りでして取水漏えいと取水口から入ってくる漂流物とかについては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:34	取水口周水路工場とも共通というか同じところになりますので、その評価については5条で、藤江さんについてはこれはこれで団体での評価っていうか、
0:11:48	予算濃度に応じて、修正できるかどうかっていうのを、ポンプ車で修正できるかどうかっていうのを評価すると、そういう方針でございます。以上です。それと同じです
0:12:00	はい。ありがとうございますとまあその後、
0:12:03	はい。全体のその40条で説明する範囲と5条と一緒に範囲っていうのはその各その項目で、
0:12:12	理解できました。あります。ですのであれですかねちょっと全体関係でなければ個別に確認していきたいんですけど、大丈夫。
0:12:25	はい。外郭防護1からちょっと確認させていただきたいと思いません。
0:12:32	比較表なんですけど、
0:12:35	ちょっとこの、
0:12:37	あまり大したことじゃないですけども、読み方をちょっと教えていただきたくて、
0:12:49	13ページから1013ページ
0:12:55	外郭防護1の考え方でそのSAの方だと、基本的に
0:13:01	衛藤。
0:13:02	交渉31メートルの高所に設置するから津波による遡上は到達しないって書いてあって、
0:13:09	これは前のページだとちょっとよくわからなくて、
0:13:14	11ページのところで、この防護方針ですかね。
0:13:20	一番下のパラグラフで、これも外郭防護1の記載だと思うんですけども、
0:13:28	ここの、その31メートルエリアについてはって、1.5.1の設計基準対象施設の耐津波設計を適用した上でここだけこの文言が入ってるんですよねここの文言って。
0:13:41	どういう意味があるのかっていうのをちょっと。
0:13:45	わかれば、
0:13:46	説明していただきたくてこれはあれなんですけど、防潮底を結局前提としてるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:53	31メートルのエリアに置くから、遡上は到達しないでしょって言うてるのかそれともあとその個別のさっきの13ページ以降の外郭防護1の方で書いてあるところはもう、
0:14:05	そもそも高いから大丈夫なんですよって言うてるので、どっちなんですか。
0:14:28	北海道電力の金持ちです。
0:14:30	基本的には、
0:14:38	調停を設置するっていうのは5条で説明している内容になって、
0:14:44	基本的にはそれは同じ。
0:14:46	になりますと、4D追加となる、緊対所と、今交渉にあって、麻婆調定を前提としてこういうところは更新あるので問題ないと。
0:14:57	というような評価を記載しているという認識です。
0:15:03	回答になってますでしょうか。
0:15:07	規制庁の尾野です。別に何かすごい深い意味があるわけじゃないんですけどちょっと気になったのは、例えば柏崎。
0:15:15	とかだと、DBの敷地遡上の時って、敷地に遡上するかどうかっていうのを入力津波の
0:15:23	解析しますよね。それで敷地に遡上するかどうかの評価をするんですけども、
0:15:29	この
0:15:30	SAの方って、もうある種工学的判断なのかどうかかわからないんですけども入力津波の、
0:15:38	高さ等、その今敷地の高さっていうのを比べて大丈夫ですと、遡上解析って別にしないですよ。
0:15:46	もしかしたら別にその東日本大震災の時とかもあれですけどその津波ってコウ。
0:15:51	斜面と書き上がってくるけど、でも別にそういう評価を特にしないっていう。
0:15:55	せ整理になっているので、ちょっとその防潮底があるから大丈夫ですよっていう、記載なのかどうかっていうのは、ちょっと気になっただけなんですけど。
0:16:31	北海道電力植原です。こちらの記載ですけども、例えばの話ですけど傍聴てがないような解析をこれからやろうとしている予定ではございませんので、そういった意味で、
0:16:44	その他、デービー上の対津波設計で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:48	設定している防潮庭等のはこちらは前提として31メートルエリアであれば遡上しないというそういう理解しております。
0:17:02	規制庁の尾上さんのわかりましたそういう理解っていうことで理解しました。はい。ありがとうございます。
0:17:11	あとこれ細かい記載だけなんですけれども、15ページかな。
0:17:21	ごめん。14ページで、
0:17:24	これちょっと聞きになったんですけどもシバ値は、
0:17:30	E L 11.9よりも高所に設置することから津波による遡上は到達しないとこれ入力津波の高さ書いてて泊はその設置位置の高さ T P 31メートルって書いてるじゃないですか。
0:17:42	これって、
0:17:44	ど、
0:17:45	どうなんで違いがあるのかなってというのがわかればちょっと説明していただきたいくて。
0:17:52	北海道電力の金持ちです。
0:17:55	ちょっと女川の記載に引っ張られて今31メートルって書いてますけども評価としては入力津波、
0:18:02	泊いうところの中、今、ツジなってますけど16.8メートルよりも交渉ってというのが
0:18:09	記載としてはいいのかなと思いますのでこちらの方島根に合わせて修正したいと思います。以上です。はい。規制庁野田ですよろしくをお願いします。
0:18:32	規制庁、木元です。比較表の13ページで確認なんですけど、
0:18:38	一番下の、
0:18:40	ところの、
0:18:42	ちょっとよくわかんなかったんですけど燃料タンクエスエーっていうのは、
0:18:48	これはあれなんですか
0:18:50	宗田、
0:18:53	後ろの方で出てくると。
0:18:56	パンク指数とかなってたんですけどこれはこれでいいんですけど。
0:19:01	後ろの方っていうのは、
0:19:15	受
0:19:16	16ページの頭では何を設定するが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:21	質んなってるけどっていうぐらいの単純な疑問だっただけなんですけど、これはこっち、正しいってことなんですか。
0:19:28	北海道電力の金持ちです。13 ページ目の方は、
0:19:33	江藤燃料タンク角栄っていうの燃料タンク、括弧 S A 室の中に、
0:19:40	この燃料タンク、各 S A っていうのが設置されてる。
0:19:44	呉ものになります。
0:19:46	今
0:19:49	13 ページ目の方は、
0:19:51	ものとして、燃料タンク括弧 S A、
0:19:55	いうのが設備としてありますってということで室は抜いてて、16 ページ。
0:20:01	の方は、今の範囲として、エリアとしてというか、
0:20:06	というので燃料タンク呉かっこいい性質ってちょっと書いてたんですけどもちょっとその辺の記載の整合は再度確認して、統一できるものはしようかなと、統一したいと思います。以上です。
0:20:20	規制庁秋本です
0:20:22	何となく物を言って屋外の S S B を言いたいってことってことですか、ここは。
0:20:31	でも、ただ建物とかエリアとかのことを書いてるから、
0:20:36	何かよくわかんないなと思って今聞いた次第です。
0:20:41	はい。北海道銀行の金本菅野。
0:20:44	ご指摘の趣旨は理解しましたのでちょっと記載の意図を含めた
0:20:50	整合を図るようにしたいと思います。以上です。規制庁アキモトでそれとあとちょっと確認だけなんですけど展望台ユキ管理道路脇、
0:20:59	あってであれ、ちょっと忘れちゃったんですけど展望台って、何か撤去するとかそういう話があったような気がしたんですけど、この名前は残るってことなんですか。
0:21:09	北海道電力の金本さんのアクセスルート側の方で設定してるエリアの名前で展望台は撤去するけど、この名前は河田です。
0:21:20	今のところは変わらないっていうふうに今聞いてましたんで、
0:21:25	このエリアの名称にしてますけども、そちらの方で何か名称が変わることがあれば、
0:21:30	反映したいと。
0:21:32	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:18	規制庁アキモトですそれで 14 ページは、
0:22:21	一応これも確認だけですけど 2、2 行目のところ、
0:22:25	D P P 31 メートルよりも高所に設定するから、
0:22:31	津波による遡上は到達しないっていうところなんですけど、
0:22:35	これわあ何となくなんすけど字づらだけ見てると、31 メートルエ リア。
0:22:42	31 メートルエリアで尽きてですよ。T P P が 11 メートルよりモー ターがいて、
0:22:49	いえるのかどうかはちょっとよくわからなくて、
0:22:53	いや、インテリムわかります。全然、日本語だけのお勉強に近い んですけど。
0:22:58	それで、島根をみたら、入力津波高さよりも高いよって言って て、
0:23:06	何かこっちだったらしくりくるなとか思ったんですけど、これは 何か意図があって、31 メートルよりもっと何かぎりぎりになっ てきて、
0:23:17	北海道電力の金持アノを、ご指摘の趣旨は理解しましてここは先 ほど尾野さんからいただいたように入力津波高さ、
0:23:26	よりも高所にあるっていう記載がいいかなと思いますので、
0:23:31	T P 16.8 よりも高いっていうふうな記載に修正したいと思います です。以上です。
0:23:45	規制庁の恩田です。ちょっと中で確認したいんですけども、
0:23:49	シマウチ、
0:25:09	はい、規制庁のそれでは
0:25:11	内部の確認後に続けたいと思います。
0:25:15	外殻分には大丈夫です。
0:25:28	ちょっと、16 ページ以降の内郭防護を確認させていただきたく て、
0:25:36	これあれか。
0:25:37	ごめんなさい。これちょっと 1016 ページのところ行く前に、
0:25:41	10、11 ページのところ、12 ページか。
0:25:44	12 ページの全体方針のところごめんなさい、内郭防護の記載、確 認させていただきたくて、
0:25:51	ちょっと黄色ハッチングでまたって書いてあるじゃないですか。
0:25:56	また書きで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	これって、島根と一緒に、
0:26:01	これ島根ってあれでしたっけ海水ポンプ室のところかな。
0:26:05	なんか工程クラスの配管が浸水防護重点化範囲かなんかの上を通ってるから、こいつのバウンダリ機能維持をしますみたいな方針だったと思うんですけど、これはあれなんすけど、泊も必要なんですか。
0:26:35	北海道電力植原ですこちらの記載については嶋根井さんの場合だと、浸水防護重点化範囲内に停止てクラス配管があるということで、
0:26:46	そこの範囲、浸水防止設備等に行っていると理解しております。一方泊の場合で、今そういった、
0:26:55	状況のものがあるかということではない状況です。
0:27:00	その上で津波ミイの防護ラインの多分、前に津波を収める観点からバウンダリ機能、
0:27:10	保持しようとしている機器については、例えば循環水系統ですとか、そういったところについては考えているという、そういう状況です。
0:27:20	規制庁の尾上さんのちょっとこの記載を、
0:27:24	どうするかっていうのをちょっと検討していただきたくて、女川多分その循環水配管とかって確か、
0:27:32	S s 機能維持したりか柏崎も多分こうやってる範囲とかあったと思うんですよね。それはでも別に書いてなくて、シマにはちょっと特徴があって、書いたのかそれでそれが、
0:27:44	泊にも必要なかっていうところはちょっと検討していただけたらと思います。
0:27:49	北海道電力植原です。ご指摘承知いたしました。松嶋根井の
0:27:56	例というよりは当社としては女川に近い残量後の方針かなと考えておりますのでちょっと記載を含めて検討いたします。はい。
0:28:11	規制庁のS お願いしますでこれの記載がねちょっとあれ、必要になると、多分その施設設計のところかな。
0:28:20	五条かなんかであって多分そっちにも入れないといけなくなると思うんですよねどこだったっけ。
0:28:26	少々お待ちください。
0:28:49	すいませんちょっと見つからないですけど設備の設計方針述べてるところがあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	そこは確かシマニワ入れてるんだと思うんですよね。
0:29:01	津波防護施設とか設備の、
0:29:05	設計方針があってこれ書くと多分そこにも書かないといけなくなると思うので、そこ、それを、
0:29:12	整理して、そちらも含めて整理していただけたらと思います。
0:29:50	北海道電力原です。
0:29:53	泊の場合、内郭防護の観点から
0:29:57	内郭防護のために必要なSクラスというものは設けてございませんで、こちらの野瀬更新の部分を含めて、記載については再検討いたします。
0:30:09	規制庁のです。はい。よろしく申し上げます。
0:30:12	多分なんですけれども、女川と柏崎等、
0:30:17	等、
0:30:20	島根下で違いがあって、浸水防護重点化範囲の中に、
0:30:27	壊れる、低耐震クラスのやつがいるかどうかで、
0:30:33	この方針が変わるんじゃないかと思うのでちょっとそういった観点で基準適合の観点で整理をお願いします。
0:30:43	承知いたしました。
0:30:55	あ、規制庁のです。ごめんなさい、16ページの最後の、
0:30:59	ポツの最後のところのまた書きなんですけど、
0:31:08	ここ、これはあれなんですかね。
0:31:16	タービンタテウチ。
0:31:18	ごめんなさいこれって、どういうものを想定してるのかちょっと説明していただけますか。
0:31:23	溢水側で多分見た記憶がなくて、
0:31:38	北海道電力の金内です。こちらはタービン建屋と繋がるの地下ダクトがあるんですけども、
0:31:49	ここについてもちょっと加古川の泊オリジナルルー、アノ40っていうか午後所呉側になりますけども、
0:31:58	ここの括弧のヒアリングでご指摘いただいたところもありまして先行電力とは異なりますけどもタービン建屋から、
0:32:07	伝播する可能性があるということで今ここに、
0:32:11	記載しているという内容になってございます。
0:32:20	規制庁のほうですこれこれって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:24	地下ダクト内のやつが壊れるとそこが津波の流入経路になるんじゃないなくて
0:32:31	地震起因の溢水元となってその1水源を考慮して評価しますよって、書いてるだけっちゅうことですか。
0:32:43	それもタービン建屋の溢水と地震による水源と津波による水位に加算して評価しますよって書いてるってことだけですか。
0:33:15	規制庁です。すみません今のところは五条のほうを踏まえてちょっと整理していただけたらと思います。とりあえず私は内郭防護異常ですけど、何かあります。
0:33:34	雨森さん今のところ、よく確認してください。タービン建屋の取り扱ってPとBでも違うだろうし、
0:33:41	同じかもしれないそこちょっとわかんないけど、あとはシマね、またちょっと島根のタービン建屋と循環水ポンプの位置、位置は一井がちよっとわからないから何とも言えないんだけど、
0:33:55	例えば柏崎とか女川でも、循環水柏崎だったら、
0:33:59	タービン建屋の中に循環水ポンプがあったり、いろいろするので、多分そのプラントプラントによってその個別の案件で変わってくると思うので、
0:34:10	みずらを合わすというよりは、5条の審査の中でしっかりその中身を確認した上でこちらに反映させるとそういうふうにしていただかいた方がいかなと思うんでよろしくお願いします。
0:34:24	北海道電力植原です承知いたしました。今、まず、ちょっと考えているところですけども、タービンとペアで内閣をオノ評価を行いますけれども過去にダクトの
0:34:36	関わるコメントをいただいているところです。その額等、
0:34:42	タービン建屋内の水がダクト経由で、
0:34:47	浸水防護重点化範囲の建屋に影響する可能性といったところを今後、5条の中でお示ししようとしておりまして、その内容を記載していたものになります。
0:34:58	いずれにしてもちよっとまずは五条川で、ご説明させていただきます。
0:35:08	規制庁藤原ですけども今の話は5条の方できっちりやっていただくとともに当間五条の方のテンパチの記載ぶりは、このAポツとかBポツが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:18	そもそももうどこの椅子、D保有水であって、どこに対してとか、いろいろ多分あると思うんですよね。ですから、今何か、
0:35:28	どこに対してっていうところなんか今、シンプルに言って浸水防護重点化範囲っておっしゃられましたけども、もしかしたら循環水ポンプエリア、海水ポンプエリアか。
0:35:40	糠もあるし、雨があるかもしれないし電気タテはもうできてないか。
0:35:45	電化点はあるんですか。ないですよ。いや、うん。ですよ。だからABRBに、いやそれぞれ三つの15. 防護、浸水防護重点化範囲に対して、
0:35:55	今の抱く倒壊したいす、溢水っていうかな、松波から、それがどう関係するこれは今後きちっと整理して項目だけはテンパチ上、ガイド、
0:36:06	の階層ダテも踏まえてきちっと考えていただきたいですね、これは今後の話かと思えますけどよろしいですか。
0:36:19	ここ、北電の植原です今ご指摘いただいた内容に対して、今後、どこの保有水がどこの重点化範囲に対してだとか、
0:36:30	あとテンパチ等を念頭に、回数を立てた記載内容についてが5件とか検討させていただき、ご説明させていただきます。
0:38:03	9ページ目。
0:38:07	あ、規制庁アキモトです19比較表19ページで、記載だけではあるんですけど、確認で、
0:38:16	2パラというか、浸水することはないで終わっているところの3行上で、TP。
0:38:23	31メートル以上の交渉ってあるじゃないですか。
0:38:27	それで、ちょっとあの、左見てて、あれ、コンマ0とか書いてある、このアガワもいるし、
0:38:34	阿南、PP、あれですよ。エリアとか書くときには、31メートルエリアにして、高さを表現する時は、
0:38:44	コンマ0まで書くっていう、有効数字の話なんですけどそう、そういうルールでやってることなんですって。
0:38:56	規制庁秋本ですアノいう住まいの方行くと何か10、10メートルは10.0メートルと書いてあったりして、0でも書くんだなあって。
0:39:06	思っただけなんですけど、そこは何かルールとかあるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:10	北海道電力の金持ちです。すいませんちょっと社内のルール確認して、記載の統一したいと思います。基本的にはT P Pは、
0:39:21	その前段の方もコンマ0まで書いてるんで、
0:39:24	そういうふうに通一した方がいいかなと今思いましたので
0:39:29	再度ルール確認して、修正したいと思います。以上です。
0:39:54	はい規制庁のものでそれでは続いて取水性能確認をさせていただけたらと思います。
0:40:03	ごめんなさい、基本的なことなんですけれども、
0:40:07	あれですか、泊のその取水性のところで、
0:40:11	今4時間以降に使用するって書いて、
0:40:14	あるじゃないですか。
0:40:18	4時間以降だと、例えば、横に書いてない。
0:40:24	島根と比べて、
0:40:27	この方針を立てることによって何が変わるのかっていうのをちょっと説明していただきたいんですけれども、例えばあれなんですかね引き波の評価が不要になるとかそういうことなんですか。
0:40:41	北海道電力の金持ちです。島根の方では、シマの方では、実際に基準津波で、
0:40:50	一番推定カーする。
0:40:53	ところに対しても取水できますと、というような説明になってますけれども、
0:40:59	衛藤間野とモリイ、
0:41:02	で考えればそう。そういう。
0:41:04	S Aと基準津波が重畳しないっていうのは43条側で説明していて、
0:41:11	実際にそういうことは起きないと想定してますんで、
0:41:17	基準津波来た以降に何らかS A発生したとしても、
0:41:22	ポンプ車自体は4時間以降に使うので、その時には
0:41:28	津波の水位変動はおさまっていると。なので、
0:41:31	基本的には取水性には影響ないというような評価にしていますので、
0:41:38	五島根井さんでどうなど、どこまで想定しているのかっていうところはありますけれども、ちょっとそういった点で違いがあるかなと思ひまして女川も、
0:41:48	基本的には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	泊と同じ考え方かなと思いますけども、
0:41:56	当間入力津波による水位変動。
0:42:00	でも取水できるというよりは、基本的にはそういうフェーズでは使わないので、水洗には基準津波の水位変動は取水性には影響しないというような記載になっている。
0:42:12	考えてます。以上です。
0:42:14	規制庁の谷津ありがとうございます。理解した範囲だとちょっと間違ったら教えて欲しいんですけども。
0:42:23	Dだと、原子炉補機冷却海水ポンプっっちゃうのが、
0:42:29	動いてるので、循環水ポンプを津波警報が出たら止めて、
0:42:35	引き波時の継続してる時間に対して、この順、原子炉補機冷却海水ポンプが引っ張ったの。
0:42:44	引っ張ってく容量が、
0:42:46	足りるか足りなかっていう評価をしていると、SAの方だと、島根の方については、
0:42:54	SAのほうのポンプについてもその評価をすることが必要となるんだけど、泊はそういう評価が4時間以降なのでもう不要っちゃうことなんですけど、その評価がいなくなるからこの方針が立ってるってこと。
0:43:08	北海道電力の金本ですはい。ご認識の通りです。
0:43:18	はい、伊勢津野です。理解できましたありがとうございます。
0:43:28	規制庁のです今の違いをちょっとそうそういう理由で、このしまねと。
0:43:34	泊とかで何が変わるのかっていうところまでちょっと書いていただくこと可能でしょう。
0:43:41	北海道電力の金持ちですはい。承知しましたちょっとそういう理由のところを記載フジイ不足しているかなと思いますので記載のほうを充実したいと思います。以上です。
0:43:57	規制庁秋本です今の点で
0:44:00	4時間というところに、
0:44:02	ちょっと、
0:44:03	なんですなナカ19だから、何か大分先の話やなとか思うんですけど4時間っていうのは、
0:44:12	これはあれなんですけど泊。
0:44:14	は、何て言った印象

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	他のP電力と違ってどういう設計方針にしているんですかこれと同じ設計方針であるんですか。
0:44:25	北海道電力の金本字サノPですと、水中ポンプ、
0:44:31	オカアノ。
0:44:32	タダノ各社、全部同じではないんですけども、例えばフロートがついて水位変動に追従できますって、説明をしている。
0:44:42	車が多いかなと思いますPの方です。はい。
0:44:47	規制庁アキモトそうするとこの4時間って言うのは泊がチャンピオンケースっていう理解でいいんですか。
0:44:58	北海道電力の金本です。この時間で評価しているのは女川と泊。
0:45:06	ミイだけかなと思う。
0:45:10	規制庁アキモトでそうするとあれですかこの4時間
0:45:16	取水性の影響はないんだよっていうの、何か説明資料みたいなものについてるんですけど。
0:45:25	北海道電力の金も提出40条の資料にはついてなくて
0:45:31	工場の方の
0:45:34	別添1、5条の別添1の3章の方、
0:45:40	この辺の記載も少ししてるんですけども、ちょっとエビデンスとかもう少し詳しい内容は今記載してないような状況になります。以上です。
0:45:51	規制庁アキモトでそうすると一こわあまして説明し尽くすか。
0:45:57	設計方針変えるか、どっちかだけなんですけどすみませんせ、説明し尽くしてもらわないと、ここで多分、
0:46:05	誰もが気になっちゃうポイントだと思うんで、ここの40条の中で説明がし切れるぐらい、いや問題ないんですよっていえるんだしたら、それをつけていた、説明していただければと思います。
0:46:21	北海道電力の金持ちです。はい承知しました。エビデンス数と含めて4時間以降で問題ないという、ます井清影響ないということを示せる、示すように、
0:46:34	説明資料等、追加したいと思います。以上です。
0:47:31	あ、規制庁アキモトでちょっと庁内で相談します。
0:54:02	規制庁の尾野です。
0:54:06	ポンプの取水性について、このSAの水中ポンプの方で、
0:54:12	設置位置とあとはポンプ下端どれぐらいなのかとか、あと通常水位とか、どれぐらい、何て言いますかね余裕あるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:22	松末に対して余裕あるかと、予定がどんなものなのかとか、ちょっとそういったところは少し根拠っていうのを示していただき、
0:54:30	付与をお願いします。
0:54:34	北海道電力の金持ちですはい。ご指摘承知いたしました。
0:55:09	北海道電力の金本です。ヤマダ間管路解析の結果が出たに水ピットスクリーン室の水がどうなるかっていうのはわかんないんですけど、
0:55:19	取水口位置ですと、の3時間。
0:55:23	手前ぐらいでも、2メートル以下ぐらいの水位変動になってますんで、4時間、例えばあれほとんど水平ではなくなるかなと思ってます。
0:55:38	規制庁アキモトですちなみにホース自体は、
0:55:42	あれそれ、腐るほどあるっていう感じなんですか。
0:55:46	全然数メートルぐらい下だったら余裕だっていう理解でいいんですか。
0:55:51	北海道電力の金本ですちょっと詳細、今、40条の方は今資料書いてないですけども、
0:56:01	大容量海水送水ポンプシャーの方の水中ポンプフロート式で水面に追従する。
0:56:07	仕様になってまして、大型送水ポンプ車の方は水中投げ込み。
0:56:12	セキで、今水面から5メートルぐらいした、なんでTP-5メートルぐらいの位置に、
0:56:20	水中ポンプを設置して使用すると、そういう使い方になってます。
0:56:27	はい。その辺含めて資料化したいと思います。以上です。
0:57:04	規制庁の小野ですちょっと私から最後、
0:57:07	私の確認、最後なんですけれども、
0:57:10	bポツの富裕差の影響ってこれはあれなんですかね。
0:57:19	原子炉補機。
0:57:22	の冷却海水ポンプかな、
0:57:24	とは少しその仕様とかが違って、何て言いますか、隙間の大きさとか、そういうのは違って、
0:57:32	この水中ポンプ固有の評価をしないといけないってということで、
0:57:37	いいですか、理解して、
0:57:39	北海道電力の金本ツジさんの、はい。ご認識の通りで、ただ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	何て言うんすか、ホーム社の方は、
0:57:50	島根さんとかにも書いてますけど一般的に、災害時に改正するような設備ですので、
0:57:58	あんまりおっきいような、スナガワ入らない限りは基本的には問題ないかなと思ってまして。
0:58:04	ストレーナーアノスポンプにストレーナーとかが続いていますので、
0:58:13	基本的にはあんまりおっきいものでなければ、問題ないかなと思ってます
0:58:18	単純に海水ポンプとは
0:58:21	仕様が異なるので個別に評価するというようなものになります。以上です。はい。規制庁の伊井です。理解できました。ありがとうございます。他ありますか。
0:58:32	全体。
0:58:36	規制庁アキモトです比較表の 35 ページで、
0:58:40	主要仕様のところなんですけど、
0:58:44	備考に、まず最初、材料をナガエ書いてるけど書いてないんだって思ったんですけど材料は、
0:58:53	トヨシマに合わせて記載していないってということだとは理解はしたんですけど、
0:59:00	何ていうんでしょう
0:59:01	他のやつって、女川説とかにしてたりして、
0:59:06	なんていうかハイブリッドになっているのかなと今思っはいて、そうなる、
0:59:13	何だろう、島根だからいいんですっていうロジックって多分あんまり通用しなくて、これが適切なんだって。
0:59:21	いえナイトウいけないかなとは思ってるんですけど、これはあれですか他社とか見てもう、
0:59:27	書かないほうが妥当っていう理解なんですか。
1:00:07	北海道電力の金持ちでサノ専攻の記載、再度確認してこの材料のところを書くのが適切かどうかの再度確認して、
1:00:18	必要によって記載の方を修正したいと思います。以上です。
1:00:25	規制庁秋本です多分五条川との整理とかもあると思うので、ここだけにならないようにしていただければと思いますというのと、
1:00:38	あとですねちょっとすごい単純なところでええと 38 ページ。
1:00:46	比較表 38 ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:51	何ていいでしょう、これはちょっと初めて。
1:00:53	三田の何か、一応確認だけなんですけど同じ情報量になってるかなっていう観点では見ていただけてるかなとは思いつつ、
1:01:06	例えば島根とか、すごく細かいことなんですけど女川でも、
1:01:10	島根E L +15メートルとか、ぱっと見入ってて、
1:01:16	OP +29メートルっていうのは言ってて、頭がないんだって思っちゃうんで。
1:01:22	何ていうんでしょう。同じ情報量は、
1:01:25	言えて、
1:01:27	入れる方なんじゃないかなと思うんですけどそういう整理はしていないって感じですか。
1:01:43	北海道電力の金本です。
1:01:46	基本的には先行と同じ情報量を入れるという考えのもとやってみましたけども、ちょっとこの辺はご指摘の通り
1:01:55	情報が足りてないところがあるかなというふうに認識しましたので、
1:02:00	図、他の図も含めてですけども、再度、
1:02:05	全厚。
1:02:07	と、情報量に差がないようにというか
1:02:11	充実するように修正の方をしたいと思います。以上です。規制庁秋本です何か意図があるのであれば、別にそれを主張していただいても全然問題ありませんので確認だけじゃ、お願いお願いいたします。
1:02:23	はい。私からは、
1:02:28	もう1点だけすみません、ちょっと単純なところで12ページで、
1:02:34	読み方だけ。
1:02:36	なんですけど地震発生後のパラ下の地震発生後のパラで、
1:02:41	3号炉主水路、あ、ごめんなさい。防潮て上部の3号炉主水路付近東側及び西側っていうのは、
1:02:51	これは防潮て上部の東側と西側っていうふうに繋がるっていう理解でいいですか。
1:03:00	北海道電力の金本です。はい。ご認識の通りです。
1:03:05	規制庁秋本です。わかりました。何となく他のおっしゃるの。
1:03:09	記載とちょっと違うけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:13	読めるじゃ読めるってことですね理解しました。私からは以上です。
1:03:22	規制庁のですちょっと最後に1個だけちょっとお願いしたくてですね、
1:03:27	さっき最初に確認させていただき、いただいた2ページのところに、
1:03:33	5ポツとかでいいので、先行PWRと比較して、ちょっと泊固有のところがあったら書いていただけないでしょうかっていうことと、
1:03:43	あと1ポツの説明概要とかのところでもいいので、
1:03:48	SAP独自にその設計方針を立てるものってどこなのかっていうところ最初私が確認した内容っていうのをちょっとエッセンスとして書いといていただいてもよろしいですか。
1:04:00	書いとくと
1:04:03	両者共通認識になって、特徴何かなとかあとは40条で個別に確認するところだよってところが、両者で確認。
1:04:11	北電と規制庁で確認できるというのが、わかりやすくなると思うのでよろしくをお願いします。
1:04:20	北海道電力の金持ちです。
1:04:23	取りまとめた資料2000コピーとの比較を記載するのと、
1:04:28	1ポツの説明概要のところに、SA特有のところを記載するということで、はい、承知いたしました。
1:04:41	規制庁深山です。ちょっと今のアノアキモトの指摘を踏まえてちょっと見直してると42ページを見てもらうと、
1:04:51	例えばなんですけどこれ、3号機放水ピットの流路縮小公開概念図。
1:04:56	ついてんだけど、
1:04:58	これ何か足りないかなっていうのを見ていただくと、他のやつはちゃんとその全体の概要図があってから、詳細があるんだけど、
1:05:06	これはないですよねと。
1:05:09	で、44ページにウタ45ページも、何となく詳細図じゃないけど、どこがちょっとさっぱりわからない。
1:05:18	図になってますよと。
1:05:21	なので、
1:05:22	他と合わしてくださいねってわけです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:25	例えば、逆に防止設備だと全体的な、取水口の断面図があって、何か部分的な詳細図というセットになってるのに、
1:05:36	そうになってないやつとなってるやつがあって、
1:05:39	それを意図して作ってるならそれで構わないんだけど、
1:05:42	他と同じように、やっぱり合わすやつを合わせてください。
1:05:47	いいですかね。
1:05:50	北海道電力の金持ちです。はい。指摘承知いたしました他のず、どうもの書き方とも整合
1:05:59	を図るように、再度図面関係については見直したいと思います。以上です。
1:06:11	規制庁の恩田です。
1:06:14	比較表じゃない方でごめんなさいちょっと最後に確認させていただきたくて、
1:06:18	まとめ資料の 34 ページなんですけれども、
1:06:30	泊の
1:06:31	取水口で、
1:06:35	こんな先端の、
1:06:36	はハヤマで、
1:06:38	でいいんですかっていうところで確認させていただきたいんですけど。
1:06:46	北海道電力の金持ちです。
1:06:51	31 ページ。
1:06:54	まとめ資料 31 ページ、2、ちょっと違う図面なんですけども膨張ての平面図っていうのがあって、
1:07:01	左、
1:07:03	なんかは辺りに台形の形してるのが 3 号の取水口なんですけども、この台形の範囲、E を取水口と呼んでて、
1:07:14	なので、34 ページのこの取水口が長いっていうのはそういう意味になってます。ただ上からの図がなくてちょっとわかりづらかったかなと思いますけど、
1:07:32	はい。その通りです。
1:07:36	はい。規制庁のです。ありがとうございます。
1:07:44	規制庁の方です記載だけなんですけれどもまとめ資料じゃなくて、本体の方の
1:07:53	右下の通しで 40 ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	被水処置の概念図が三つ並んでるんですけど、
1:08:07	一番下だけのがなくて、あと真ん中の15図は、(2)っていうのが後ろに入ってる、
1:08:15	比較表見るとこの括弧2って書いてなかったりするんでちょっとこの辺、確認して、適宜修正ください。
1:08:43	北海道電力の金持ちです。はい。大変申し訳ございません比較表とまとめ、資料の方、記載がずれてまして、申し訳ありません再度見直して、
1:08:54	修正したいと思います。以上です。
1:09:07	規制庁藤原ですけど、一応五条のやつがまだテンパチとかまだ全然、まだ内容について指摘とかしてなくてまずも、今のちょっと大野が言ったナカナ資料1-1の、
1:09:20	34ページこれ貯留付概念図で書いてどれが貯留堰のとかさっぱりわかんなかったりとかですね、ありますよね。そこら辺は今後5年の中でもうちょっと細かく、
1:09:32	見させていただきますところだけちょっと一応念押しさせていただきます。よろしいですか。
1:09:39	北海道電力の金持ちですはい。ご指摘承知いたしました。
1:10:56	あ、規制庁のですちょっと内部で打ち合わせの少々お待ちください。
1:13:36	はい、規制庁のでそれでは本日のヒアリング終了したいと思いますすけれども最後へと。
1:13:42	北電の方から何か確認事項ありますか。
1:13:49	特にございません。
1:13:50	はい。規制庁小野です。それではヒアリング終了します。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。